

第1部 総則

第1章 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、網走市の地域における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2章 計画の構成

この計画は、基本法第42条の規定に基づき作成されている網走市地域防災計画の地震災害対策編として、網走市防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、網走市地域防災計画（基本編）による。

第3章 計画の基本方針

この計画は、市及び北海道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、自衛隊、北海道警察、消防機関等（以下「防災関係機関」という。）の責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

第1節 実施責任

1 網走市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、当該地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 北海道

北海道は、道内の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、その所掌事務を遂行するに当たっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市及び北海道の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、市及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時には応急措置を実施するとともに、市、北海道その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

基本編 第1部 第6章「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第4章 網走市の地形、地震及び社会的現象

基本編 第2部 第1章「自然的条件」を準用する。

第5章 網走市及びその周辺における地震、津波の発生状況

第1節 網走市及びその周辺における地震の状況

本市における地震の発生状況は、地震については明治5年(1872年)に網走村となって以降、大きな被害を受けた記録がなく、近年、北海道及びその周辺で発生した「平成5年(1993年)釧路沖地震」、「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」、「平成6年(1994年)北海道東方沖地震」、「平成15年(2003年)十勝沖地震」、「平成30年(2018年)胆振東部地震」等においても、大きな被害は起きていない。

なお、北海道では、オホーツク海沿岸の津波シミュレーション及び被害想定調査(平成23年3月)を実施している。

[資料5-12]高波・高潮・津波等危険区域

第6章 網走市における地震の想定

第1節 基本的な考え方

北海道において被害を及ぼすと考えられる地震は、北海道地域防災計画及び中央防災会議の専門調査会による既往の8つの海溝型地震と地震調査研究推進本部で示す主要な活断層としての8つの断層帯を道内で想定される地震としている。

オホーツク海沿岸地域では、過去、大きな地震や津波による被害の記録はないが、能取岬沖活断層を想定震源とする地震($M=7.56$ 、 $M_w=7.51$)により、網走市内沿岸部への津波が予測されている。

※ M (マグニチュード)：地震が発するエネルギーの大きさを対数で表した指標値

※ M_w (モーメントマグニチュード)：地震を起こした断層運動の強さを物理的に表した地

震モーメントを、地震の大きさであるマグニチュードに換算単位

■ 想定地震の位置及び規模

区分	地震名称	位置（旧測地系）	規模
北海道地域防災計画	石狩地震	北緯 43.25 度 東経 141.25 度	M6.75
	北海道東部地震	北緯 42.5 度 東経 146 度	M8.25
	釧路北部地震	北緯 43.5 度 東経 144.5 度	M6.5
	日高中部地震	北緯 42.25 度 東経 142.5 度	M7.25
	留萌沖地震	北緯 44 度 東経 141 度	M7.0
	後志沖地震	北緯 43 度 東経 139 度	M7.75
中央防災会議 (専門調査会)	根室沖・釧路沖の地震	北海道根室東方沖の海上	M8.3
	十勝沖・釧路沖の地震	北海道襟裳岬東南の海上	M8.2

■ 北海道防災計画と中央防災会議の想定地震の位置

